

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年5月1日～令和8年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヵ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る

<対策>

- 令和6年5月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知

目標2：令和7年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和6年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和6年8月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始